平成19年度 第4回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成20年2月1日(金) 午後1時30分から4時まで

2 場 所

船橋市北部清掃工場会議室

3 出席者

委員:瀧委員長、

岡本委員、沖津委員、野村委員、柳澤委員、寺田委員、桝潟委員、

宮脇(健)委員、内山委員、柳委員

事務局:環境生活部:鈴木次長

環境政策課:松澤室長、八木主幹、松田主査、三田副主査、坂元副主査

4 事 案

- (1)船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について (諮問、事業者説明及び現地調査)
- (2) その他
- 5 議事の概要
 - (1)船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について 別紙のとおり
 - (2) その他

事務連絡

【資料】

- 1 会議次第
- 2 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について(諮問)の写し
- 3 船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価の手続経緯等

【別紙】

船橋市北部清掃工場建替事業に係る環境影響評価方法書について

- (1)議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事業者説明 事業者から方法書の概要及び現地調査についての説明
- (3)質疑等
- 委員: ごみ収集車及び市民による一般持込み車両が主として使用する道路のルートは はどのようなものか。大気質及び騒音・振動の計測ポイントは主として使用する る道路の道路端か。

方法書の環境影響評価項目の選定理由において、現状とほとんど変わらないことから大気質を項目として選定しないとの説明があったが、現状と搬入ルートが変わらないことは選定しない理由にはならない。現状で環境濃度が高い場合においては、その現状の悪い状態をそのまま放置して良いとはならない。現状で十分に低い濃度であって、搬送ルートが変わらないとのことであれば選定しなくても良い。現状が明確になっていない段階で選定しないのは適切ではないと思う。

事業者: 夏見小室線の南側が市街地の大部分となるため、90パーセント以上が南側 方面のルートからの搬入になる。このことから沿線上で大気質及び騒音・振動 について測定を考えている。現状が高い・低いとの指摘があったが、現況調査 は行いたいと思っている。

推測ではあるが、現況を見る限りでは環境的に基準は守られているのではないかと思われることから予測は行わないとしている。しかしながら高濃度域があれば、予測と対策を準備書の中で示すことを考えている。

委員: 新設の清掃工場の建設と既存の工場の解体については、方法書において併せて検討するとの理解でいいのか。残土や騒音の項目から解体時も含めて予測することになっているが、その理解でいいのか。

また、解体した後の跡地利用についてはどのように考えているのか。

- 事業者: 解体までアセスに含むとの考えで良い。また跡地利用については緑地、ストックヤード及び駐車場としている。市には宅地開発指導要綱により一定面積以上は緑地を22パーセント以上確保するとの規定があるため緑地についてはそれを確保をすることになる。
- 委員: 新清掃工場に持込まれるごみは家庭系と事業系がある。収集車は別になるのか一緒になるのか。また事業系については一般廃棄物なのか、産業廃棄物は持込まれないのか。

事業者: 収集車は別である。また事業系のごみは一般廃棄物である。

委員: 植物についてはコケの調査を含めたほうが良い。他の清掃工場に関する委員会で、木の幹にへばりついているコケを調べたが国道沿線と奥まった梨畑などとはかなり異なっている。調査は割と簡便であり、一般的にはコケの調査を含めたほうが良い。環境指標生物として非常に有用で、植物という意味だけではなく大気の状況などいろいろな指標を示す。このことから検討されたい。

委員長: 時期などは特別なことはあるか。

委員: コケについては別にない。へばりついているのでいつでも構わない。

事 業 者: コケの調査については検討したい。

委員: チョウゲンボウが営巣しているとのことだが、既存施設の解体を行なう場合は営巣できなくなる。工事中にはチョウゲンボウに配慮すると理解をしたが、 具体的な手法についてどのようにするのか。

事業者: チョウゲンボウの営巣については、今回のアセスに先立ち猛禽類がいるかどうかの調査を事前に行った。その結果として既存清掃工場の西側壁面にチョウゲンボウの生息が確認された。今後、20ヶ月の調査を行い委員の方々の意見を参考にどのようにするかを検討していきたい。

また、今回の施設整備計画では建物についての建築計画を進めているが、猛 禽類の保護についてその業者からも提言を受けている。いろいろな所から意見 をもらいそれから検討していくことにしている。

委員: 既設工場の跡地は緑地にするとのことだが、新しい工場の建替え用地として 緑地として確保しておくとの意味があるのか。

事業者: 質問のとおりである。次期の事業用地として確保しておくとの意味がある。

委員: 廃棄物と残土についてだが、発生量及び排出量だけではなく、現段階では3 R等の方向に向かっているため今後は再使用量等についてももう少し記述して もらいたい。

事業者: 指摘のとおり変更したい。

委員長: 引き続き現地調査を行いたい。審議はまだ続いているが、本日は時間のため 打ち切りとする。次回も引き続き本案件の審議を行う。

本日の審議を終了する。

- 以上 -